

資料2-12 一酸化炭素測定結果(令和5年度)

市町名	測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最大値	環境基準の長期的評価		
					(回数)	(%)	(回数)	(%)		日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	○:達成 ×:未達成
		(日)	(時間)	(ppm)	(回数)	(%)	(回数)	(%)	(ppm)	(ppm)		
桑名市	(自)国道258号桑名	366	8719	0.3	0	0	0	0	0.9	0.5	無	○
鈴鹿市	(自)国道23号鈴鹿	366	8718	0.3	0	0	0	0	0.9	0.5	無	○
亀山市	(自)国道25号亀山	366	8718	0.2	0	0	0	0	1.9	0.4	無	○

注1 環境基準の長期的評価は日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外して評価します。

但し、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合はこのような扱いはしません。

注2 環境基準は1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であることです。

注3 (自)国道258号桑名、(自)国道23号鈴鹿、(自)国道25号亀山は、自動車排出ガス測定局です。